



令和4年度福岡市消費生活センターの相談概要

商品別分類相談件数ランキング

順位	商品分類	件数	
		令和4年度	令和3年度
1	商品一般 ※	799	861
2	不動産貸借	634	699
3	基礎化粧品	455	187
4	エステティックサービス	390	156
5	インターネット接続回線	242	281
6	他の健康食品	230	215
7	役務その他サービス	226	189
8	携帯電話サービス	191	342
9	工事・建築	186	206
10	異性交際関連サービス	182	216

令和4年度の相談件数は11,131件で、前年度と比べて378件（3.5%）増加しました。

商品・サービス別にみると、前年度に引き続き、迷惑メールをはじめ不審な電話や覚えのない荷物、架空請求などの相談が含まれる「商品一般」が最多となっています。

※「商品一般」：商品に関する相談のうち、商品の特定ができないまたは商品を特定する必要のない相談。

通信販売（テレビショッピング、カタログ通販、インターネット通販等）とクーリング・オフ

考えてみましょう

通信販売トラブルは…

- ①クーリング・オフできる
- ②クーリング・オフできない

消費者庁「令和5年度第1回消費生活意識調査」によると、「クーリング・オフ」制度の「名称と内容を知っている」と回答した人の中で、「クーリング・オフ」制度の対象ではない「通信販売での買い物」について誤って「できる」と回答した人は82.4%に上りました。

返品・交換の可否や返品期間は、事業者が決めた特約に従います。

契約前に契約内容をよく確認し、録音や画面保存等で、契約内容を必ず保存しておきましょう。また、商品到着後は、商品同封の書面を確認し、「納品書」などで「定期購入」の契約になっていないかきちんと確認しましょう。

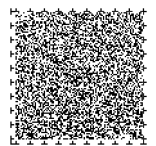
上の質問の答え：

- ② クーリング・オフできない

※困ったときは、ひとりで悩まず、まず相談！
 福岡市消費生活センター 092-781-0999
 消費者ホットライン 188(局番なしの3桁)

(音声コードによるご案内)
 目が不自由な方などに音声で案内するコードです。
 読み取りアプリをダウンロードしてご利用いただけます。

音声コード⇒



冬場の火災に注意！

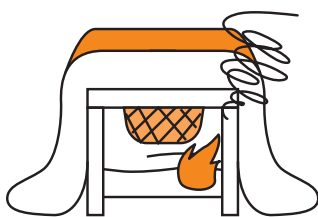
～暖房器具を安全に使いましょう～

こたつ等の暖房器具が原因となった火災の事故は、11月頃から発生件数が多くなり、12月から1月にかけて最も多くの事故が発生しています。暖房器具を使用する際には、使用上の注意をよく確認し、電気暖房器具とその周囲を点検することで事故を未然に防ぎましょう。

こたつの事故

事例1 こたつの中にこたつ布団を押し込んで使用していたところ、布団がヒーターユニットに接触し、こたつ布団が焦げた。

事例2 こたつの電源コードを巻き付けて保管していたところ、断線し、火花がでて火災が発生した。



電気ストーブの事故

事例1 外出時に電気ストーブをつけたままにしていたところ、電気ストーブの前に積み上げておいていた衣類が倒れてストーブに接触し、火災が発生した。

事例2 電気ストーブを延長コードのマルチタップに長時間接続したまま放置していたところ、ほこりが蓄積し、異常発熱がおり、出火して、周囲を焼損した。

気を付けるポイント

- ◆燃えやすいものと接触しないようにしましょう。こたつやストーブで衣類などは乾かさないうでください。
- ◆就寝時や外出時には電源プラグをコンセントから抜いておきましょう。
- ◆電源コードの破損がないか確認をしましょう。電源コードは踏まない、引っ張らない、折り曲げないようにしましょう。
- ◆定期的に清掃を行い、ほこりを取り除きましょう。

消費生活センター相談コーナーのご案内

相談無料 秘密厳守

相談専用電話 092-781-0999 電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

受付時間 月曜日～金曜日（祝休日・年末年始は休み）9時から17時

※来所相談は予約制

第2・4土曜日（祝日は休み）10時から16時（電話相談のみ）

インターネット消費生活相談

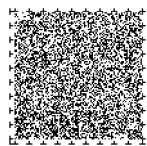
福岡市消費生活

検索

※ 相談は、福岡市内に在住の個人の消費者の方に限ります。



これっ麒麟先生



印刷インキ工業連合会